

[ 資料 1 - ]

内閣府行政効率化推進会議について

平成 17 年 4 月 11 日

大臣官房長決定

今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、内閣府行政効率化推進計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、内閣府行政効率化推進会議（以下「会議」という。）を次により開催する。

1. 目的

各年度の計画の実施状況等を踏まえ、次年度以降取り組むべき行政効率化策を議論し、計画について所要の見直しを行う。

2. 会議は、大臣官房政策評価審議官が主宰する。

3. 会議は、必要の都度開催する。

4. 会議の構成員は、次の通りとする。

大臣官房政策評価審議官

同 企画調整課長

同 政策評価広報課長

同 厚生管理官

同 参事官（総務課担当）

同 参事官（人事課担当）

同 参事官（会計課担当）

沖縄総合事務局総務部長

民間有識者若干名（大臣官房政策評価審議官が別途依頼する。）

5. 構成員以外の者の出席者

会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

6. 庶務

会議の庶務は、大臣官房会計課の協力を得て、大臣官房政策評価広報課において処理する。

7. その他

その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。